

虫の目、鳥の目で見える「女性差別」 ～ジェンダー平等を考える～

人間は社会的な生き物であり、周囲との関わりの中で、自分の役割や適切だとみなされる振る舞いを学びます。無意識に学ぶそうした役割や振る舞いの中には、「女らしさ」や「男らしさ」が強く影響しています。

しかし、それが意識されることは稀で「当たり前」とか「常識」として捉えられていることがほとんどです。

さらに、こうした「常識」は、制度にも組み込まれています。例えば、長らく日本では子どもが3歳になるまでは母親が見るべきとされ、0～2歳児の保育園の定員数が低く抑えられてきました。日本の「ジェンダー・ギャップ(男女格差)指数2020」の順位は、調査対象153か国中121位と過去最低です。政治分野に限れば、女性議員と閣僚の少なさが響いて前年の125位から144位に後退しています。「男らしさ」「女らしさ」に注目して社会を眺めて見ると、身近な関係性はもちろんのこと、国の制度や社会構造を含め、新たな発見があるでしょう。

本講座では、ジェンダー(社会的、文化的に作られた性差)について学び、ジェンダーの視点で日常生活の中に潜んでいる性差別や偏見について考える機会とします。



場 所：なは女性センター

対象者：関心のある方

定 員：24人(事前申込先着順)

*手話通訳は那覇市在住、在勤、在学の方が利用できます。申込締切は9月25日(金)です。一時保育の受付は休止しています。

*開催1週間前(9/26)時点で、新型コロナウイルス感染症等に係る、県の警戒レベル2以下であれば、開催となります。

日 時

10月3日(土)

午後2時～4時

たましろ・ふくこ

講 師：玉城 福子
(社会学者・大学非常勤講師)



1985年、那覇市生まれ。広島市立大学卒業後、大阪大学大学院へ進学。専門は社会学。修士号(2010年)、博士号(2016年)修得。現在、大学や専門学校にて非常勤講師を勤める。ジェンダーや植民地主義の問題に特に関心があり、日本軍「慰安婦」問題、在沖米軍基地問題などについて研究や活動を行っている。

2012年に帰沖後は、性的マイノリティのピアグループ活動やイベントに関わる。好きな果物はみかん。どちらかという猫派。

なは女性センターを利用される皆さまへご協力をお願い



「なは女性センターにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に沿って、ご利用いただきます。

・体調のすぐれない方は、ご利用をお控えください。マスク着用、検温、手指消毒のご協力をお願いいたします。

今後の状況により、変更する場合があります。最新の情報は市ホームページでご確認くださいようお願い申し上げます。

感染症拡大防止に
ご協力ください



「第4次那覇市男女共同参画計画」 (なは男女平等推進プラン)

●誰もが社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動が確保され、もって誰もが均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益などを享受することができ、かつ、共に責任を担うという「男女共同参画社会」の実現をめざし、策定されました。

今回は、5つの基本目標から

「4、あらゆる分野への女性の活躍推進」(女性活躍推進計画)について解説いたします。

① 政策・方針決定の場への女性の参画推進

男女共同参画社会の形成には、市民一人ひとりが人権意識をもち、互いを尊重し、自らの意思によってあらゆる分野の活動に参画する機会が確保されていることが不可欠です。具体的には、政策・方針決定の場や政治分野への女性の参画や、企業や地域等において、管理職ポストやリーダー等への女性登用を促進するための取組が必要であり、これらの取組が推進されることで、性別による役割分担意識の解消や、女性のみならず、男性の働き方への意識改革にもつながります。

女性の政策・方針決定の場への参画推進には、家庭における女性の家事・育児・介護等の負担軽減のための取組や体制整備の他、職場における長時間労働の解消など男性中心型労働慣行等の課題解消が重要です。

本市では、市の審議会等への女性の参画推進や市職員の女性管理職の登用率向上等、市役所内の女性活躍推進の取組みや、企業や団体に対して女性の人材育成や管理職やリーダー育成の為の支援を行います。また、女性議員を増やすための環境づくりや、政策・方針決定の場への女性の参画推進のための総合的な情報発信を進めていきます。

★男女雇用機会均等法

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律)とは

募集・採用、配置・昇進等の雇管理の各ステージにおける性別を理由とする差別の禁止や婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等が定められている。また、男女雇用機会均等法の指針の改正により、同性に対するものや、被害を受けた者の性的指向又は性自認にかかわらず、当該者に対する職場におけるセクシュアル・ハラスメントも、指針の対象となった。



★女性差別撤廃条約

(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)とは

1979(昭和54)年に国連でつくられた。女性の権利全般について規定する、世界で初めての法的な拘束力をもつ条約。世界の多数の国々の認める男女平等の国際基準で、「世界女性の憲法」とも呼ばれている。日本は1985(昭和60)年に世界で72番目加盟国として批准。「男女雇用機会均等法」は、この条約に批准するために制定された。



② 男女均等な雇用機会と待遇の確保

性別で差別されることなく、働く女性が個人の能力を十分に発揮できる雇用環境を整備することはきわめて重要です。男女雇用機会均等法では、性別を理由に差別的に取り扱うことを禁じていますが、未だ多くの課題が残されたままです。本市では、男女雇用機会均等法で定められた、「性別による差別の禁止」や「事業主が講ずべき各種ハラスメント防止措置」等を、市内事業者へ周知啓発を図ります。

また、女性の能力を最大限に活かすためには、制度上の男女均等が確保されるだけでなく、事実上生じている男女労働者間の格差を解消するためのポジティブ・アクションが不可欠であることから、女性差別撤廃条約や女性活躍推進法の周知・啓発とあわせて、企業への促進施策に積極的に取り組みます。加えて、女性のキャリアアップにつながるキャリア教育の充実のために、女性のライフステージにあった就業や技術習得の支援を行います。

★女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)とは

2015(平成27)年に成立。働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主(国や地方公共団体、民間企業等)に義務付けられた。

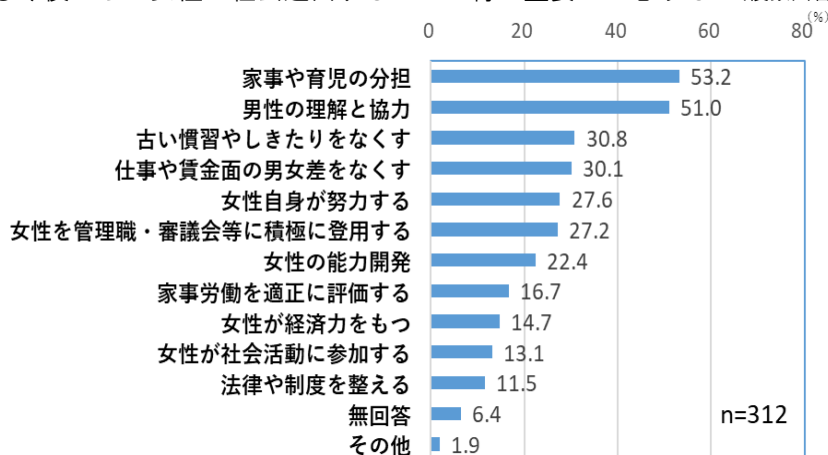


③ 多様で柔軟な働き方・就労の促進

女性の職業選択肢を広げるための幅広い情報提供を強化する取組を推進します。起業を望む女性への支援や、女性が出産や育児などで一時的に就労の場を離れた後の再就職のための就労支援・技術習得支援等を行います。

社会的弱者といわれる女性の高齢者や障がい者への支援は重要な取組です。高齢者や障がい者の社会参画の促進や就業等の支援を関係機関と連携し、取り組んでいます。

●今後さらに女性が社会進出するために特に重要だと思うもの(複数回答)



【平成29年度那覇市男女共同参画社会に関する事業所意識調査】より

第23回 那覇市男女平等週間 9/20(日)～26(土)

那覇市では、沖縄の女性が初めて選挙権を行使した1945年9月20日を記念して、毎年9月20日を含む1週間を男女平等週間と定めています。

この期間、社会のあらゆる分野での男女平等の確立を目的に、啓発活動を行っています。

なは女性センターでは、日本が批准して今年35年目となる「女性差別撤廃条約」を理解するためのパネル展示を行います。だれもが、性別にとらわれることなく、自分らしく生きるために、何が大切で、何が必要なのか、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女性差別撤廃条約)」を通して考えてみます。

「災害」に備える、安全・安心とは ～女性・子ども、さまざまな視点からの防災～

なは女性センター講座2020



女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人、多様な性を生きる人が、災害時に起こり得るさまざまな犯罪や暴力から身を守る安全対策と、どのような支援・援助が必要なのか、平時からの取組みについて専門家からお話を伺います。

また、社会的・文化的に作られた性差(ジェンダー)の枠組みや刷り込みが、災害時にどう影響し、女性や子どもの安全や権利を脅かすのかを知ることも、災害への備えに役立ちます。

そして、「新型コロナウイルス感染症」など、感染症拡大防止も念頭においた避難、避難所での対策、さらには自宅で生活の質を落とさない日常の送り方も参加者とともに考えます。

日時：10月24日(土)

午後2時～4時

場所：なは女性センター

対象者：関心のある方(定員24人)

参加費：無料(事前申込み先着順)

***手話通訳**は、那覇市在住・在勤・在学の方が利用できます。申込締切は10月16日(金)です。なお、**一時保育**の受付は休止しています。

*開催1週間前(10/17)時点で、新型コロナウイルス感染症等に係る、県の警戒レベル2以下であれば、開催となります。



講師：稲垣 暁 いながき・さとる
(RBCラジオ「アップ!!」コメンテーター)

社会福祉士・防災士。神戸市出身。阪神淡路大震災で被災後、毎日新聞社に勤務しながら避難所や仮設住宅、地域でボランティア活動を行う。社会福祉士に転身し、2005年に妻の故郷沖縄で活動始める。その後、大学に席を置いて地域で学生を育てる実践や、子どもたちとの防災実践を行う。

東日本大震災後、岩手県大槌町に学生たちと15回以上通い、被災地で学んだことを沖縄で実践している。特に災害時に障がい者や女性などが陥る深刻な困難状況を平時から考える講義やワークショップを行う。

宜野湾市社会福祉協議会理事。当センターでは、2016年度から年1回、「女性と災害」をテーマにご講演いただいている。



相談室「ダイヤルうない」

周囲に話せる人がいない、自分の気持ちをわかってもらえない。そんな時、「ダイヤルうない」を利用してみませんか。女性が抱える、生きがい、家庭の問題など、様々な相談に応じ、情報提供しサポートします。

- 電話相談
- 面接相談（女性のみ・要予約）
- 法律相談（女性のみ・予約制）

 **098-861-7515**

月～土 午前9時～12時／午後1時～5時

「ストップ・DV」 情報提供

相談室「ダイヤルうない」では、ドメスティック・バイオレンス（DV）で悩む方を支援するための情報提供を行っています。詳しくは相談室「ダイヤルうない」へお問い合わせください。



性の多様性に関する相談

あなたが「自分らしい生き方」を自らの意思で選択できるように、一緒に考えます。どなたでもご相談ください。

那覇市パートナーシップ登録

「那覇市パートナーシップ登録」は、戸籍上の性別が同じである2人の申請に基づき、市長が両者をパートナーシップ関係にあると認めた場合、その関係について登録簿へ登録し、証明書を交付するものです。

■「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言（レインボーなは宣言）の理念に基づく取組です。登録によって何らかの法律上の効果（婚姻、相続、税金の控除など）が生じるものではありません。

■お問い合わせ・申請の予約■

098-951-3203

◆月～金：午前9時～午後5時

* 祝日、慰霊の日（6/23）年末年始を除く

登録数 **30 組**

2020年9月15日現在



レインボー交流会を開催しています!!

「交流の場がほしい」「当事者と知り合いたい」「性の多様性について語りたい」といった声から生まれた、誰でも参加できる交流会です。みんなが安心して語り合える場所作りを目指します。

*開催日が決まりました、お知らせします。

主催：てぃーだあみ

問合せ先：tiidaami.okinawa@gmail.com

※最新情報は、下記のフェイスブックでもお知らせします。

→ <https://www.facebook.com/rainbow.okinawa/>

お問い合わせ

なは女性センター
TEL:098-951-3203

開館時間

月～金：午前9時～午後9時

土曜日：午前9時～午後5時

休館日

年末年始（12/29～1/3）

日曜日・祝日・慰霊の日（6/23）

◆なは女性センター講座について

*受講希望の講座は、なは女性センター窓口、電話、FAX、Eメールでお申し込みください。また手話通訳、一時保育（現在休止中）の利用は、那覇市在住・在勤・在学の方が対象。（事前予約が必要）

那覇市銘苅2-3-1（なは市民協働プラザ1F）

TEL. 098-951-3203 FAX. 098-951-3204

Email: s-heidan002@city.naha.lg.jp

駐車場のご利用について

「なは市民協働プラザ」の地下駐車場と消防局隣の「ナハメカルパーキング」は有料となっています。料金の一部免除ができますので「駐車券」を事務室にお持ちください。

☆なは女性センター利用者の一部免除料金

最初の2時間まで	100円
最初の2時間を超え1時間までごとに	100円

※利用時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間として計算する。



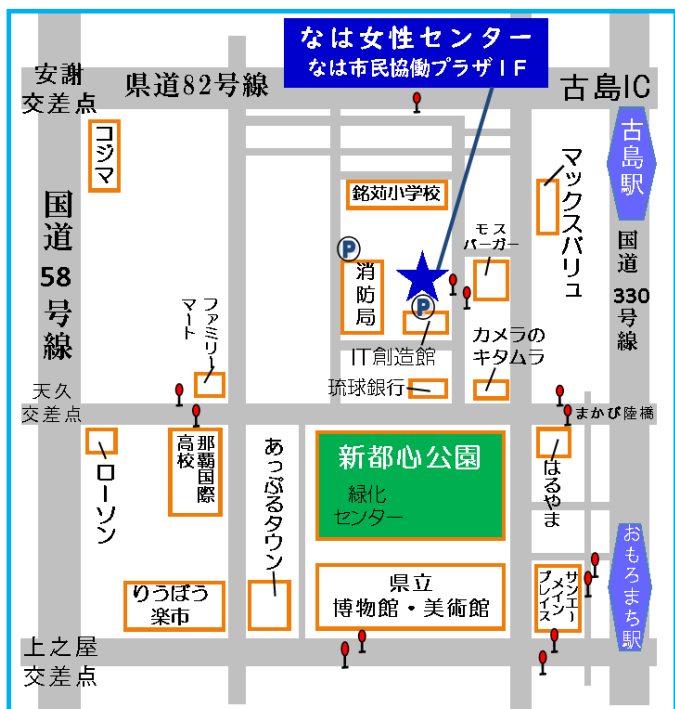
メール



ホームページ



Facebook



●ゆいレール「古島駅」から徒歩7分・「おもろまち駅」から徒歩20分

●路線バス ★なは市民協働プラザ前バス停 IO 牧志新都心線

★銘苅一丁目バス停 8首里城下町線 徒歩3分

【国道330号側】★興南高校前バス停 ★真嘉比バス停 徒歩7分

【県道82号側】★古島バス停 徒歩7分

